

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公表番号】特表2020-517678(P2020-517678A)

【公表日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-557789(P2019-557789)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/381	(2006.01)
A 6 1 K	31/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/4178	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/341	(2006.01)
A 6 1 K	31/425	(2006.01)
A 6 1 K	31/44	(2006.01)
A 6 1 K	31/42	(2006.01)
A 6 1 K	31/166	(2006.01)
A 6 1 K	31/635	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/381	
A 6 1 K	31/395	
A 6 1 K	31/4178	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/341	
A 6 1 K	31/425	
A 6 1 K	31/44	
A 6 1 K	31/42	
A 6 1 K	31/166	
A 6 1 K	31/635	

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月17日(2021.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

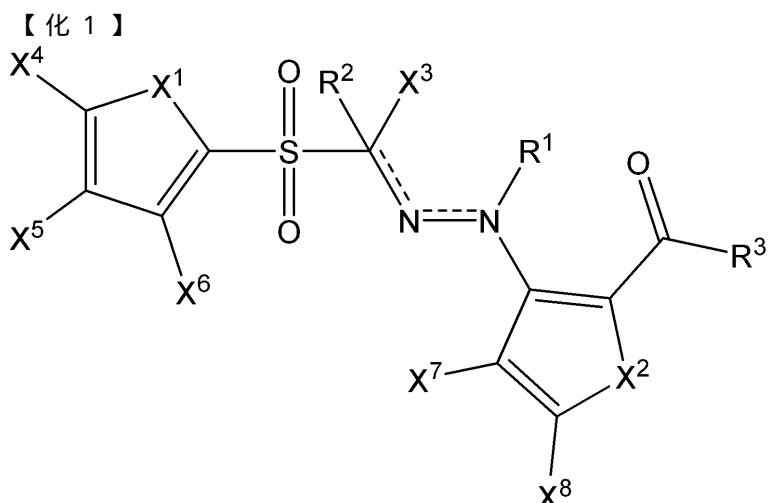
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一般式(I)の化合物又はその塩を含む医薬組成物であつて、



(I)

式中、

X<sup>1</sup> 及び X<sup>2</sup> は各々独立に S、O 又は N - R<sup>4</sup> であり、R<sup>4</sup> は、H、アルキル、シクロアルキル、アリール及びヘテロアリールからなる群から選択され、

X<sup>3</sup> は、CN、ハロゲン、NO<sub>2</sub>、CO - X<sup>9</sup> 及び SO<sub>2</sub> X<sup>9</sup> からなる群から選択され、X<sup>9</sup> は、OH、O<sup>-</sup> 及び NH<sub>2</sub> からなる群から選択され、

X<sup>4</sup>、X<sup>5</sup>、X<sup>6</sup>、X<sup>7</sup> 及び X<sup>8</sup> は、H、アルキル、シクロアルキル、アリール、アミン、ハロゲン、アルコキシ、ヒドロキシ、ヘテロアリール、NO<sub>2</sub>、CN、CO - X<sup>10</sup> 及び SO<sub>2</sub> X<sup>10</sup> からなる群から各々独立に選択され、X<sup>10</sup> は、OH、O<sup>-</sup> 及び NH<sub>2</sub> からなる群から選択され、

R<sup>1</sup> と R<sup>2</sup> の一方は存在せず、他方の R<sup>1</sup> 及び R<sup>2</sup> は、H、アルキル、シクロアルキル、アリール、アミン、ハロゲン、アルコキシ、ヘテロアリール、CN、CO - X<sup>11</sup> 及び SO<sub>2</sub> X<sup>11</sup> からなる群から選択され、X<sup>11</sup> は、OH、O<sup>-</sup> 及び NH<sub>2</sub> からなる群から選択され、

R<sup>3</sup> は、OR<sup>5</sup>、O<sup>-</sup> 及び NR<sup>6</sup> R<sup>7</sup> からなる群から選択され、R<sup>5</sup>、R<sup>6</sup> 及び R<sup>7</sup> は、H、アルキル、シクロアルキル及びアリールからなる群から各々独立に選択され、

点線の各々は独立に単結合又は二重結合である、

医薬組成物。

#### 【請求項2】

神経炎症性疾患の処置に使用される、請求項1に記載の医薬組成物。

#### 【請求項3】

前記処置が追加の治療薬を更に含む、請求項2に記載の医薬組成物。

#### 【請求項4】

前記神経炎症性疾患が多発性硬化症である、請求項2又は3に記載の医薬組成物。

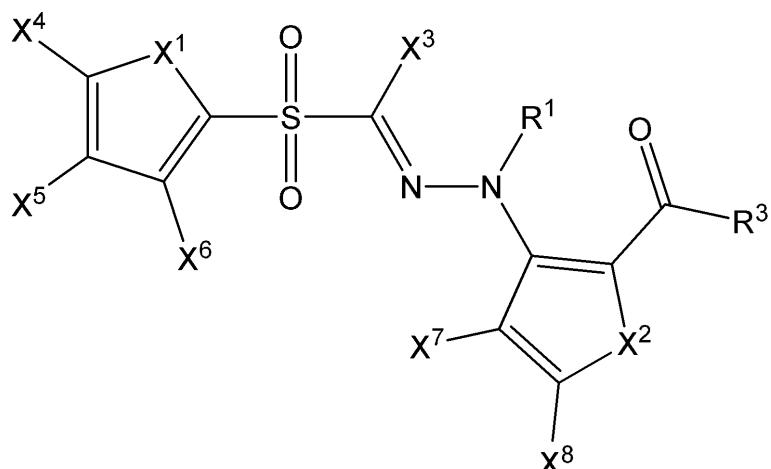
#### 【請求項5】

前記多発性硬化症が再発対解型多発性硬化症である、請求項4に記載の医薬組成物。

#### 【請求項6】

一般式(Ia)の化合物又はその塩を含む請求項1に記載の医薬組成物。

【化2】



【請求項7】

X<sup>1</sup>及びX<sup>2</sup>は各々Sである請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

X<sup>3</sup>はCNである請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項9】

X<sup>4</sup>、X<sup>5</sup>、X<sup>6</sup>、X<sup>7</sup>及びX<sup>8</sup>は各々Hである請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項10】

R<sup>1</sup>はHである請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項11】

R<sup>3</sup>はOR<sup>5</sup>であり、R<sup>5</sup>はメチル又はエチルである請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記化合物がSM1である、請求項1から11のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【化3】

